

補助制度の見直し経過について

1. 市民団体への補助制度の必要性

白井市は、少子高齢化の急速な進行、コミュニティの希薄化等により、福祉、防災、防犯、環境、健康づくり、子育て、青少年の育成、コミュニティづくり等、地域の課題が複雑・多様化してきています。

このようなことから、市民が様々な分野で地域を良くしていく公益活動に取り組み、活動を活性化させ、地域の課題解決の力を高めていくことがまちづくりの喫緊の課題となっています。

市では、平成19年度に市民団体活動支援補助金の制度を創設し、平成20年度より市民団体に公益活動の支援を行ってきましたが、これからのまちづくりの推進に向けて、市民が主体となって組織的かつ継続的に行う公益活動の支援をより一層充実させていく必要があります。

(1) 市民団体による公益活動の特性

- ①市民団体の主な資金源は、会費、寄付、事業収入、補助・助成、受託等に分類されるが、定まった収入は会費収入が中心である。
- ②補助事業に要する費用相当の事業収入を得るためには、一定以上の団体の力が必要とされる。
- ③活動テーマによっては、事業収入を得ることが難しい事業も多数みられる。
- ④企業のように利益を追求する活動ではない。

2. 補助金の見直し(平成26年度以降)

年度	内容
平成20年度から 平成26年度	「補助金評価委員会」にて市民団体活動支援補助金の審査を実施
平成27年度	「市民活動推進委員会」にて市民団体活動支援補助金の審査を実施 併せて市民団体活動支援補助金の見直しについて検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p><見直しの主な意見> 補助金仕組み…予算額・補助率の拡充、申請機会の充実 補助金の周知…PRの充実 わかりやすい申請書類…募集要項の見直し 採択団体の育成…採択後の団体へのはたらきかけ</p></div>
平成28年度	市民活動支援課にて見直し(案)をまとめ、市民活動推進委員会にて説明 ⇒見直し(案)を政策会議に付議(平成28年12月20日)し、同補助金を見直し (見直し内容は2～3頁の表を参照) ⇒平成29年度補助金を募集し、審査の上、7団体に交付決定
平成29年度	市全体の補助金の見直しと併せ、同補助金の見直しを実施 ⇒見直し(案)を行政経営戦略会議に付議(平成29年11月8日)し、同補助金 を見直し(見直し内容は3頁の表の網掛け部分を参照) ⇒平成30年度補助金を募集

3. 補助金の見直しの具体的内容

補助金の2種類のタイプ毎の具体的な見直し内容は、下記の通りです。

補助金 名称	平成28年度までの制度		平成29年度からの制度
	活動立上型		活動促進型
申請機会	毎年		毎年
団体要件	新たに公益活動 団体を立ち上げる 予定のグループ	公益団体を設立後 3年未満の団体	公益活動を行っている、又はこれから公益 活動を行おうとする市民団体
対象 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 		公益性があり団体の活動を促進させる事業
補助期間	1年間		1年間
補助回数	3回を限度		1団体1回限り
補助率 の上限	80%		90%
補助金額	5万円以内	10万円以内	7万円以内

(1)補助枠 立ち上げ予定のグループに対する補助枠を廃止

- <理由> ・過去の申請件数が0件のため
 ・立ち上げ予定のグループは申請書類の作成が難しいため

(2)団体要件 「設立後3年未満」の制限を廃止

- <理由> ・公益活動を始める団体が限定されてしまうため

(3)補助率及び補助金額

補助率⇒充実(「80%」から「90%」へ) 補助金額⇒引き下げ(「10万円以内」から「7万円以内」へ)

- <理由> ・公益活動を始める団体を増やすため

(4)補助回数 制限(「3回を限度」から「1団体1回限り」へ)

- <理由> ・団体の自助努力や活動発展を促すため

補助金 名称	平成28年度までの制度	平成29年度からの制度
	活動支援型	活動発展型
申請機会	3年に1回	毎年
団体要件	団体設立後満1年以上	1年以上継続して公益活動を行っている 市民団体
対象 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の 解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的 目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果 が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 	公益性が高く地域課題の解決を目指し 団体の活動を発展させる事業
補助期間	3年間	1年間
補助回数	制限なし	
		同一事業につき3回まで(5年間のうち)
補助率 の上限	50%	80%
		1回目80%、2回目50%、3回目50%
補助金額	30万円以内	25万円以内

(1)申請機会 充実 「3年毎の申請」から「毎年申請」へ

<理由> ・きれめなく申請できる機会をつくるため

(2)補助期間 「3年継続補助」から「1年補助」へ変更

<理由> ・団体による3年間を見通した事業計画の立案や市民活動推進委員会による審査の両方とも
に難しいため(過去2団体が途中辞退)

(3)補助率及び補助金額

補助率 充実(「50%」から「80%」へ) 補助金額 引き下げ(「30万円以内」から「25万円以内」へ)

<理由> ・公益活動を発展させる団体を増やすため